

中央区中小企業工業関係者表彰要綱

1 目的

多年にわたり、中央区の工業等中小企業産業の振興に寄与した工業関係事業主・優良従業員等、及び工業者が区内で結成している団体の事務員の業績を広く顕彰し、事業意欲並びに勤労意欲の高揚と、区内における産業の安定を図り、更に中小企業の発展に資することを目的とする。

2 表彰者

中央区、中央区工業団体連合会（以下「工団連」という。）

3 被表彰者

(1) 対象

- ① 中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、表彰年度に属する1月1日（以下「基準日」という。）現在、工団連に加盟する事業主等（その事業の経営に係る会社役員を含む。）及び従業員等（事業主の家族である従業者、家族労働者を含む。）
- ② 工団連に加盟する工業団体（以下「加盟団体」という。）の事務局に勤務する者（以下「事務局員」という。）

(2) 資格及び区分

① 事業主等

基準日において、次の年数を工業関係事業主として事業を営み、その功績が認められる者

ア 20年以上

② 従業員等及び事務局員

基準日において、それぞれ次の年数を従業員等及び事務局員として勤務し、業務に精励し、業績が顕著であり、他の模範と認められる者

ア 10年以上（10年～19年）

イ 20年以上

③ 特別功労者

勤務年数にかかわらず、新規発明・発見、企業の運営システムの改善等、企業経営に大きく貢献をする等、特に顕著な功績があった者

(3) 欠格

次に該当する者は、表彰することができない。

- ① 既に同一資格の表彰を受けた者
 - ② 表彰日において、対象・資格を欠く者
- ただし、表彰審査会の日後に死去した者を除く。

4 推薦方法

加盟団体の長は、該当者を表彰推薦書（別紙様式）により、中央区長及び工団連会長に推薦する。

ただし、加盟団体ごとの推薦人数は、本要綱7の受賞者数を考慮し、原則として会員数を基礎として別途定める。

5 審査

次に掲げる者が審査する。

(1) 中央区審査員

中央区副区長、区民部長、商工観光課長

(2) 工団連審査員

工団連の会長、副会長、工団連事務局長

6 表彰

中央区長と工団連会長の連名で行う。

7 受賞者数

表彰を受ける者の数は、概ね次の通りとする。

- (1) 事業主等 10名
- (2) 従業員等及び事務局員 30名

付則：この要綱は、平成8年11月21日から施行する。

付則：この要綱は、平成17年10月28日から施行する。

付則：この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

付則：この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付則：この要綱は、平成21年11月13日から施行し、同年10月9日から適用する。